

泉大津市 ながら見守り活動 実践マニュアル



安全・安心なまちづくり連携活動

令和6年9月

ながら見守りとは？

日常生活の中で防犯の視点をもって見守りなどを、誰でも活動中とわかる目印になるものを身に着けて、「ランニングやウォーキングをしながら」「散歩しながら」「買物しながら」「通勤・通学しながら」と普段の生活を送りながら、不審な人物や車両がなかななどを注意して見守る活動で、無理なく続けられる見守り活動です。

この取組みは、泉大津市安心安全まちづくり連携活動犯罪防止対策委員会の事業になります。

ながら見守りの活動例



ランニングやウォーキング



お散歩（ペットを含む）



通勤や通学（徒歩・自転車）



買い物（徒歩・自転車）

活動の注意事項

危険なことはせず、早めに通報してください。

道に迷った人を見かけたら

迷子や迷い人など

気がかりな人を見かけたら、

「こんにちは」など声掛けして、
本人との聞き取りで連絡先がわかれば、
そちらに連絡。

わからない場合は、近くの交番に
一緒に連れていくか警察へ連絡。



異常や不審者（車）・不審物を発見したら

自分で解決しないで、110番に連絡を！

また長時間駐車している

不審車両をみつけたら、

緊急を要さない場合は、

#9110番へ相談を



万が一事件・事故を目撃したら、

自身の安全を第一に、無理な追跡や単独行動は
しないで、110番通報を！

いつ・どこで・何があったか

被害状況などをお伝えください。



もしかして虐待？と思ったら

気になる家庭や子どもがいる場合は、

ぜひ情報を寄せてください。

児童相談所虐待対応ダイヤル「189（イチハヤク）」

活動中は、「ながら見守り活動」
であることがわかる携行品を必ず
身に着けてください。



ながら見守りのQ&A

Q. 携行品はどこに着ければいいですか。

A. 光るアームバンドは、腕や手首、バッグの持ち手など、目立つところに着けて活動中であることがわかるようにしてください。

Q. 家族や友人に貸してもいいですか。

A. 参加者を把握できなくなるので、家族や友人を含めて他の人への貸出はしないで、登録をおすすめください。

Q. 紛失・破損・光らなくなった。

A. 泉大津市市民協働推進課にご連絡ください。

電 話 0725-33-1131 (代表)

メールアドレス kyoudou@city.izumiotsu.osaka.jp

泉大津市市民協働推進課



活動内容

Q. 登録した場所や時間帯以外に活動はできますか。

A. 登録いただいた時間帯や場所以外でも活動は可能です。
普段どおりの生活の中で、可能な範囲で、無理なく見守り活動にご協力をお願いします。

Q. 見守る対象は子どもになりますか。

A. 見守る対象は限定していません。
広く地域の見守りをしましょう。

Q. あいさつをしないとダメですか。

A. あいさつは無理のない範囲で構いませんが、活動中のあいさつは防犯意識の向上、犯罪抑止力に繋がりますので、できるだけ声掛けにご協力ください。

Q. 不審者を見たらどこに連絡したらいいですか。

A. 110番通報するか、警察署・交番に連絡してください。
(泉大津警察署 0725-23-1234)



Q. 活動の報告は必要ですか。

A. 年1回程度アンケートの実施を予定しておりますので、ご協力をお願いします。

Q. ながら見守り中の散歩で負傷した。保障制度はありますか。

A. 日常生活との線引きが難しいことから、本制度に登録していても保障制度はございません。

Q. ながら見守りに参加できなくなった場合、どうしたらいいか。

A. 市民協働推進課にご連絡ください。
登録の取消しする届出が必要になります。

電話 0725-33-1131 市民協働推進課まで

メールアドレス kyoudou@city.izumiotsu.osaka.jp

(市民協働推進課宛て)

泉大津市ホームページから「ながら見守り活動」の概要や実践マニュアルを見ることができます。

【パソコン】

泉大津市トップ 各課のページ 市民協働推進課 防犯活動に関すること 防犯ボランティア「ながら見守り活動」を始めませんか？

【スマートフォン・タブレット】

右のQRコードをカメラ機能で読み取ってください。

